

## 議案第 32 号

### 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項及び第 15 項中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。